

憲法と平和

吉川 拓威

過日、岡山弁護士会主催の憲法委員会のイベントで、九州大学法学部教授の南野森（みなみのしげる）先生のお話しを伺う機会がありました。その中で私が、一番印象に残ったのは、「憲法というのは、国法秩序の中の最終的な授權規範であるけれども、その憲法が守られなかったり、無視されたりしたときに、どう考えたら良いのか。憲法の規範性を最終的に支えているのは何か。」という問いかけでした。もちろん、日本国憲法においては違憲立法審査権が司法権に与えられていますが、事実上機能しないということはありません。

憲法の背後に、自然「法」というものを現実的・具体的に、あるいは裁判規範として前提にできるのであればともかく、自然「法」などというものは想定できない、仮に想定できても道徳的ないし仮定に過ぎないということであれば、憲法を支えているものは、それほど明確なものではなく、実際には、私たちの「意識」が憲法であると認めている限りにおいて憲法が妥当しているともいえるのではないかと、とも思われるのです。

近時、憲法の改正をしようとする動きが高まってきており、「お試し改憲」としての国家緊急権の創設や、憲法9条の改正が論議されています。実際に第二次世界大戦を経験した戦前派の方や戦中派の方が少なくなっている中で、世界が狭くなり国家間の協力が不可欠な状況にあり、また、テロが多発する中で、「平和」を維持するためにはどうしたら良いのか、再度、真剣に考えなければならない時期に来ているように思います。積極的に軍隊を持ち、核の傘下にあったほうが抑止力が高まり「平和」が維持できるのだという議論もありますが、逆に、そのような行為が戦争への危険性を高めているのだという議論もあり、抽象的には判断が難しいところでもあります。

しかし、憲法を支えているのが、私たち一人ひとりの「意識」だとすると、国家対国家（あるいはA国対B、C国）というようなあまりにも大きな枠組みで「平和」を維持するための方策を考えることは、本当に「平和」のために必要なことを見失わせてしまうのではないかと、南野先生のお話しを伺いながら思いました。

弁護士である私が言うのも変なのですが、私たちは、日々生活するなかで、本当に些細なことで対立します。こじれば暴力事件にもなりますし、裁判の紛争になることもあります。

このことも古くから言われてきたことだと思いますが、結局、私たちが、本当の意味で「平和」を維持しようと決意し、それを実践するためには、国家間の平和というような抽象的でわかりにくいことから始めるのではなく、本当に自分の身の回りのことから、自分の「意識」を変えていく必要があるのではないかと改めて思った次第です。そして、その身近な紛争を平和的に解決するためにはどのような方法をとるべきなのか、抽象的ではなく具体的に考える必要があると思いました。

以上

引越騒動記

船越 啓孝

「事務所を引っ越します（▽▽）」「……………めんどくさ（^^;）」。弁護士法人岡山パブリック法律事務所春日町本部が入っている建物の耐震工事のため、一時的に事務所を移転する話を聞いたときの私の正直な感想です。弁護士6名、事務局等20数名という大所帯の引越作業そのもの大変さに、学生時代のアルバイトの悪夢が脳裏をよぎります。

大学生の頃に引越会社のアルバイトをしていた当時の私にとって、最も気が進まない現場が会社（事務所）の引越でした。まず、会社が蓄えている物品の量が嫌になるほど多量。この現場はいつ終わるのだろう…と途方に暮れたことを思い出します。そして、物品の何もかもが嫌になるほど大きく重い。会社に備え付けの金庫の搬出と搬入が要求され、バイト一同死にそうになりながら金庫の移動作業を行ったことも一度や二度ではありません。そもそも金庫というものは簡単に持ち去ったりできないように中にコンクリートが詰められているらしい（みなさん、ご存じでしたか?）。運べないように作られたものを運ぶという不条理に、私を含めたバイト一同が世のすべての金庫を呪ったのも良い思い出ですね。ウン10年経った今でもまだ金庫についてこれだけ愚痴られる私の金庫愛の深さが知れるところですよ。

さてさて、話が脱線しましたが、事務所の引越自体は平成28年5月に平穩無事に終了しました。移転先の天神町にある旧後楽館中学校・高等学校天神校舎南棟での業務はすこぶる順調です。仮事務所での業務は平成29年1月ごろまでになる予定なのですが、ものぐさな私は春日町に帰るのがもう面倒くさくなっているところです。



弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

- 春日町本部…〒700-0905 岡山市北区春日町5番6号 TEL: 086-231-1141 FAX: 086-803-3677
- 後見センター…〒700-0905 岡山市北区春日町5番6号 TEL: 086-206-5410 FAX: 086-803-3677
- 津山支所…〒708-0062 岡山県津山市京町73-2 丹沢ビル2階 TEL: 0868-31-0035 FAX: 0868-31-0036
- 岡山大学内支所…〒700-8530 岡山市北区津島中3丁目1-1 (岡山大学文化科学系 総合研究棟1階) TEL: 086-898-1123 FAX: 086-898-1124
- 五野支所…〒706-0002 岡山県五野市築港1丁目17番5号 サニーセブンビル202 TEL: 0863-33-6113 FAX: 0863-33-6115

【福祉職の皆様へ】…無料相談のご案内

福祉職の皆様からの福祉的支援に関するご相談はいつでも無料です。

後見センター TEL(086)206-5410
FAX(086)803-3677

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

vol.26

ニュース・レター

～広がる つながる 支援の輪 思いをつなく パブリック～

CONTENTS 目次 2016.11.28

- 岡山パブリック法律事務所の挑戦!…………… P1
- 中小企業センター…………… P2
- 後見センター：パブリック品質・パブリックプライド… P2
- 交通事故センターについて…………… P4
- あんしん終活センターの紹介…………… P4
- 自己紹介…………… P5
- 憲法と平和…………… P6
- 引越騒動記…………… P6

岡山パブリック法律事務所の挑戦!

所長 水谷 賢

今年の4月から、所長に就任しました。改めてご挨拶申し上げますとともに、岡山パブリック法律事務所の現状とこれからの取り組みについてご案内いたします。

当事務所は12年前、弁護士へのアクセス障害の解消を目的として設立されました。そして、今日まで、「市民のための駆け込み寺」をスローガンとして活動して参りました。「弁護士に相談したいけど近くにいない」「近くにいても、高齢や障害のため出向くことができない」「お金がないから頼めない」、こんな現状を少しでも変えていこうという思いで活動してきました。

このため、弁護士のいない全国の司法過疎地に弁護士を派遣してきました。若手弁護士を養成して全国の過疎地に派遣する活動です。こうして、北海道、東北、山陰、四国、九州など全国の司法過疎地に多くの若手弁護士を派遣してきてきました。「無医村」ならぬ「無弁村」をなくす活動です。現在では弁護士が誰もいない司法過疎をほぼ解消することができました。

「駆け込み寺」の理念は今でも変わりません。しかし、当事務所の活動内容は時代とともに大きく変化してきています。私も70歳となり、弁護士生活も42年を過ぎました。この42年間、弁護士に対するニーズや弁護士の役割もずいぶん変わってきたことを実感します。

とりわけ、障害者・高齢者の権利擁護のニーズは年を追うごとに増大してきています。岡山パブリック法律事務所では、このようなニーズに応えるため大きなチャレンジをしています。

新聞やテレビで、「高齢者の貧困」、「年金崩壊」、「下流老人」、「地方消滅」、「後見人不足」、「後見人の不祥事」、「介護人材不足」などの話題がなかった日はないように思います。これから確実にすすむ少子超高齢化社会のなかで、高齢者・障害者問題への取組みは待たない状況になっています。

成年後見制度ができてから12年が経ちました。成年後見制度の利用者は全国で20万人近くに及んでいますが、認知症患者は650万人、精神障害者・知的障害者など判断能力が十分でない方は1,000万人を超えるとも言われています。しかし、1,000万人のうち2%しか後見人がついていないのが現状だとも思われます。これから、高齢者・障害者のニーズは確実に増えています。

当事務所では、このようなニーズに応えるため様々な工夫をしてきました。その一つが、法律事務所での社会福祉士の雇用です。弁護士だけでは高齢者・障害者の支援は困難だからです。これまで、法律事務所、弁護士と社会福祉士と一緒に働くというスタイルは余り見られませんでした。現在では、弁護士と社会福祉士と事務局が各1名で、3名のチームをつくり、1人の高齢者・障害者を支援するというスタイルを確立してきたのです。こうして、事務所には「後見センター」という部門を設置しました。後見センターには、2名の弁護士が後見専門弁護士となり、8名の社会福祉士と協同して、後見業務をしています。そして、弁護士と社会福祉士と事務局がチームを組んで業務を行っています。この結果、現在では、岡山県で約600人の方の成年後見人となって活動をしており、全国でもトップクラスの実績となっています。

もちろん、一般事件の取組みも行っています。離婚や相続、交通事故などあらゆる種類の相談を受けており、相談件数は年間約2500件近くに及んでいます。また、約500件の訴訟事件等に取り組んでいます。

しかし、新たな課題も見えてきました。困難な案件や不採算案件に対する取り組みです。本年4月には、成年後見制度利用促進法が成立し、成年後見制度の利用促進を図ることは国の責務とされました。当事務所としても、この法律に大きな期待を寄せています。

高齢者・障害者の後見業務、権利擁護事業を進めるには、法律事務所のみだけでは困難です。医療・福祉・介護の関係者、そして行政や司法との連携が更に必要となっています。成年後見利用促進法により、司法と福祉の連携がさらに拡充することを強く期待しています。

当事務所でも、個々の高齢者・障害者の後見業務の質をより高めていくには、成年後見制度利用促進法の施行に頼るだけでなく、後見制度や高齢者・障害者の施策の不備を訴え、司法判断を求める「政策提言」型の訴訟にも取り組みを始めたところです。

広げる、繋げる 支援の輪 思いを繋ぐパブリック

これが当事務所の「後見センター」のキャッチフレーズです。今後、どうやって、支援の輪を広げて繋げていくのか。知恵と工夫と汗で、更に、大きなチャレンジをして参りたいと思います。どうか、ご理解、ご協力ください。

弁護士と社会福祉士と事務局がチームを組んで高齢者・障害者の支援を続けていくことができるのは、弁護士法人という組織があるからです。今後、この「法人後見」のスタイルを全国に広げていくために、チャレンジして参りたいと思います。



○このように、後見センターでは、ご本人の大切な財産を守るべく、引出し及び管理について複数人が関与して、不正を防止する体制を取っています。

4. 政策形成訴訟

○認知症高齢者の急増は、報道されているところであり、認知症高齢者対策の一つとして「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。

○しかしながら、専門職が質の高い後見業務を行うためには、後見人報酬の確保が必須であるにもかかわらず、そのための手当てが十分になされておりません。成年後見制度利用支援事業がありますが、市町村によっては必ずしも十分とは言えません。

とりわけ、生活保護受給者については、複雑な契約や福祉サービスを利用するため、成年後見制度の利用は不可欠ですが、専門職後見人等の報酬は、制度上、保障されておりません。

後見センターでは、政策形成訴訟の一環として、岡山市を相手に生活保護法上の費用返還決定処分取消訴訟を岡山地方裁判所に提訴しました。

また、今後、地方公共団体等への立法不作為を理由とする訴訟提訴も検討しています。

5. 後見センターの強み『パブリックプライド(品質)』

後見センターには、以上のとおり、他の法律事務所にはない強みがたくさんあります。しかしながら、後見センターの強みはなんといっても、困っている人のために、なんとかがんばろうという『パブリックプライド(品質)』にあります。

後見センターには、多い時は1日に何十本も、被保佐人や被補助人から、「すぐにお金を持って来てほしい」等の電話がかかってくるし、中には興奮して事務所に来られる方もおられますが、担当事務局や社会福祉士、弁護士が、当事者の話を傾聴して粘り強い対応をしています。また、後見センターでは、例えば年に1回お墓参り等の外出対応をする等して、当事者の方に寄り添った対応もしています。後見センター471件の案件には、471それぞれのドラマがありますが、少しでも担当者の関わりを紹介します。

例①：ご本人が末期癌だと判明し、余命も短いと知った事務局は、ご本人が大好きなガンダムのプラモデルを買ってきてくれました。ご本人はとても感動して喜ばれ、最期までガンダムのプラモデルを大切にされました。そしてご本人が大切にしていたガンダムは遺族の方が大事に持ち帰られました。

例②：精神科病院の保護室に入院中の器質性精神障害の方は、市販されておらず入手難な本やCDを要求されますが、愉しみが少ないご本人が少しでも喜んでくれたらと、担当事務局は、インターネットやあちこち探し回って、ご本人が希望するものをなんとか入手してくれました。ご希望の物を持参すると「ありがとう」と笑顔で対応してくれました。

例③：施設に閉じこもりっきりのご本人が、外出希望があることを知った身上監護補助士は、バラ園にご本人を連れて行ってくれました。施設では、いつも泣いてばかりのご本人ですが、バラ園ではたくさんの花に囲まれて笑顔を見せてくれました。

例④：お誕生日が近い被保佐人が遠慮してプレゼントの希望を言わないため、身上監護補助士はお誕生日にケーキを持って行ったらどうかと提案してくれました。担当事務局は、施設にご本人がケーキを食べてもいいか確認し、施設近くのおいしいケーキ屋を調べてくれました。担当社会福祉士がお誕生日にケーキを持参したところ、ご本人はとても嬉しそうにケーキを食べられました。

例⑤：在宅で暮らす成年被後見人が認知症のため、徘徊して行方不明との連絡を受け、担当弁護士及び社会福祉士がご本人を探しに出掛けようとした際、「少しでも多くの目があった方がいいから」と後見事務補助もボランティアで探しに行ってくれました。なかなか見つからず心配されましたが、ようやく夜中2時に警察からご本人を保護しているとの連絡が入り、担当者らが迎えに行き、自宅まで送り届けました。

例⑥：洋裁が趣味のご本人ですが、手が震えるため針を使うことができずストレスが溜まっていたところ、担当社会福祉士は「針を使わずにできる刺繍キット」を探してくれ、事務局がインターネットで購入してくれました。刺繍キットのやり方を覚えたご本人は、とても上手に仕上げられ、施設の方からもご本人が明るくなったと言われました。

例⑦：長年、精神科病院に社会的入院し、退院は困難だと思われる方を、社会福祉士は障害のサービスに何とかつなげ、何名も退院することができました。退院した多くの方は生きづらさを抱えながらも、たくさんの支援者に支えられ、何とか在宅生活を維持しています。

これらのエピソードは後見センターの業務のごくごくわずかな例にすぎません。できることはそれぞれ違うものの、「ご本人」のために何かできることがあればなんでもやろう、対応が困難な案件でも、パブリックが関わったことで、少しでも生きやすくなるのであれば、なんとか後見センターでがんばろう、そういう熱い想いを持って仕事をしている『パブリックプライド(品質)』が後見センターの何よりの強みなのです。

最後になりましたが、後見センターのキャッチフレーズを紹介します。

『広げる つなげる 支援の輪 想いをつなぐ パブリック』

交通事故センターについて

入口 優

交通事故発生件数は、年々増えているのでしょうか。調べてみたところ、平成25年は62万9033件、平成26年は57万3842件、平成27年は53万6899件と、実は、減少傾向にあります（警察庁のホームページにある警察庁交通局「平成27年における交通事故の発生状況」参照）。

そうであれば、交通事故における弁護士の必要性も減少しているのではないかとも思われます。しかし、高齢化が進む日本では、今後高齢者の方々による交通事故が増えることも予想されますし、交通事故における法的問題は専門性を要する分野でもあり、交通事故における弁護士の必要性はまだ高いと思われまます。

当事務所所属弁護士はベテラン、中堅、若手と総数15名（平成28年9月10日現在）が、これまで様々な交通事故案件を経験してきています。それぞれの弁護士がこれまで培ってきた経験知識を所内で集約することで専門性を高めることとなり、よりよい法的サービスを提供できることに繋がるのではないかと考え、当事務所は、交通事故センターを立ち上げることといたしました。

交通事故によって紛争に至る場合、つまり、弁護士が必要となるケースは、当事者の事故態様の認識が異なり、過失割合に争いがある、損害額に争いがある等様々です。過失に関する争いや損害額等、法律の専門家でなければ対応が難しいケースがあります。専門性が高いため、弁護士側としても、日々研鑽が必要です。

また、近年、任意保険会社の弁護士費用特約の利用が増えており、保険会社とのやりとり等含めて、事故当初から弁護士に交渉を依頼されるケースも少なくありません。弁護士費用特約では、相談料は10万円まで、実際に依頼をする場合に発生する弁護士費用は300万円まで保険会社が負担しますので、実質上、依頼される方には弁護士費用の負担はありません。そのため今後も弁護士費用特約利用は多いと予想されます。このように交通事故案件における弁護士の必要性は様々ですし、弁護士としても様々なケースに対応出来る必要があります。

現在、交通事故センターでは、所内で情報を共有し、マニュアルの作成や所内研修等実施しており、順調に稼働しております。センターでの活動を活発化し、より専門性を高めることで、ご相談及びご依頼をされる方の力になればと思っております。

交通事故に遭い、これからどうしたらいいかわからない、保険会社から提示された金額が妥当かわからない等、様々な不安があると思いますが、弁護士に相談をすれば、解決の方向性が見えるかもしれません。

困ったことがあれば、お気軽にご相談ください。

あんしん終活センターの紹介

森岡 佑貴

当事務所は、弁護士15名、社会福祉士8名及び35名程度の事務職員が稼働し、これまで600件を超える成年後見活動を行い、数百名の高齢者のご相談を受けてまいりました。こういった当事務所の行ってきた活動を通じ、お一人暮らしをされている高齢者の方から様々な不安をお聞きしてまいりました。

お一人暮らしの高齢者の抱える孤立の不安など種々の不安を解消するため、所内の弁護士、社会福祉士、事務職員のみならず、NPO法人あんしんコミュニティ岡山とも連携して、委託・保証・信託・保険・任意後見などの各種契約や遺言を活用し、当事務所の有する高い身上監護スキルも活用して、一人でも多くの高齢者の方の抱える不安を解消し、「あんしん」を与えられるよう当センターを立ち上げました。

高齢者の方の抱える見守り、財産管理、任意後見、身元保証、遺言、死後事務、お墓の管理、空き家の管理、事業承継等の老後及び死後の不安を当センターへの相談を通じて解消してまいりたいと考えております。

当センターは市民の駆け込み寺として設立された当事務所内で立ち上げたセンターですから、当事務所まで自ら来られるのが難しい場合には、こちらから相談を伺いに行かせていただく出張相談等も行っています。

当センターではこれまで培ってきたノウハウを活かし、一人でも多くの高齢者の老後の不安等を解消できればと思っております。

老後の不安等を抱えていらっしゃる方はまずはお気軽にご相談いただければと思います。

中小企業センター

上尾 洋平

当事務所は、平成16年に「市民の駆け込み寺」を理念として、地方初の都市型公設事務所として設立されました。当事務所の依頼者は、個人の方が中心でしたが、経済的に困窮する中小企業の経営者の方からご相談を受けることも少なくありません。

そこで、当事務所では、事務所内に中小企業センターを組織し、零細企業も含めた中小企業の支援を進めています。具体的には、労働問題、訴訟問題、法人登記業務等の中小企業法務全般の支援を行うことを目的としておりますが、特に中小企業の再建業務には注力しています。

従来、資金繰りが逼迫するなど経営が危機に直面した際、中小企業においては、法的整理手続のなかでも破産手続を選択せざるを得ないことが多く、そのような場合の多くは、経営者の方も共に破産し、自宅等の財産を失わざるを得ないことが実情でした。

しかしながら、現在では、経営者保証ガイドラインが制定されたうえに、特定調停手続等の私的整理手続が整備されています。私的整理手続を利用して中小企業の再建を図った場合、一定の要件を満たす限り「華美でない自宅」であれば自宅を残すことも認められております。

このように、中小企業の再建の手法が広く整備されることとなり、経営者の方に一定の範囲内で破産手続以上の財産を残すような再建手法も認められております。

当事務所には、経営革新等支援機関(認定支援機関)¹の資格を有する弁護士が2名在籍しているうえに、中小企業センターにおいて、中小企業法務全般、特に新たな再建手法を実践することができるよう中小企業法務の情報を集約し、弁護士同士で経験を共有することで弁護士の能力を研鑽しています。

中小企業の経営者の方もお気軽にご相談いただければと思います。

¹経営革新等支援機関(認定支援機関)は、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です

後見センター：パブリック品質・パブリックプライド

西尾 史恵

1. 概要

平成26年1月、急増する後見事件を専門的・効率的に行うため、後見センターが設立されました。後見センターには、後見業務専従弁護士2名、社会福祉士5名、管理部2名(後見事務兼務)、後見事務専従事務局8名、身上監護補助士2名(内1名社会福祉士有資格者)、後見業務補助士2名、外回り2名(訴訟関係外回りと兼務)と総勢23名が所属しています。また、専従職員だけでは増加する事件を処理できないため、訴訟業務を行いながら後見業務を兼務している弁護士や訴訟業務や総務経理を行いながら、後見事務もやっている事務局にも事件を担当してもらっています。訴訟業務補助の方にも、請求書や領収書等、膨大な重要書類を担当案件ごとにきれいにファイルしてもらっています。

これだけ多くの人員が後見業務に携わっている法律事務所は他になく、成年後見人等として稼働中の案件は、471件(平成28年7月時点)と、法律事務所としては、全国トップの件数を誇っています。

なお、後見センターの担当事件の内、142名が保佐事件、36名が補助事件であり、後見事件を除いた事件が約38%を占め、全国的にも保佐人・補助人を占める割合が高くなっています。

2. 支援体制

後見センターでは、当事者1人につき、弁護士・社会福祉士、事務局がそれぞれ担当し、「三位一体」となって連携して、本人の生活を支援しています。法律のプロである弁護士、相談援助業務の専門家である社会福祉士、後見業務に特化した事務局が法人内にいることで、リアルタイムで情報を共有し、スムーズな対応が可能となっています。

また、一般の訴訟業務と異なり、後見業務においては、夜間や休日でも対応を迫られる場面が生じます。そのため、休日の10時～18時までと平日の夜間21時までは、県南の弁護士及び社会福祉士が当番を決めて対応しています(夜間当番・休日当番)。

3. 不正防止対策

親族後見人のみならず専門職後見人における横領事件等が社会的な問題となっています。後見事件においては、一度被害が発生すると被害額も多額となり、また被害回復も困難になる特徴があります。

○当法人では、率先して不正防止に取り組んでおり、ご本人の大切なお金を守る体制を取っています。

○具体的には、お金の引出しを指示する人(事務局・弁護士等)と実際にお金を引出しに行く人(外回り等)を別にして、引出しについて複数人が関与するようにしています。また、「後見ソフト」という後見業務に特化したソフトを導入し、後見事務補助等が、すべての案件について、収入と支出の内容を後見ソフトに入力しています。

○さらに、裁判所に報告する際には、担当事務局が後見ソフト等を利用して作成した定期報告書等を、①管理部が昨年度の財産との整合性等を確認してチェックした上で、②担当弁護士がすべての内容を最終的に確認する、『ダブルチェック体制』を取っています。

自己紹介

森岡 佑貴

平成27年12月から勤務しております、弁護士の森岡佑貴(もりおか ゆうき)です。

私は生まれこゝ島根県なのですが、物心つく前には岡山に来て、それ以来、岡山で育ってきました。岡山県人ということもあって、大学も法科大学院も岡山大学でお世話になり、司法試験合格後の司法修習も岡山県で行い、1年間の司法修習を経て、地元岡山で一人でも多くの岡山の人々の力になるべく、この法律事務所に参りました。

弁護士となってからは日々忙しく、多くの方と接する機会をいただき、とても光栄に思っております。所内の仕事は勿論ですが、弁護士会の会務等についても取り組ませていただいております。

中でも、私は、司法修習生の給費制復活の問題に取り組んでおり、この問題に取り組んでいる当事者団体であるピギナーズ・ネット中四国支部の代表も務めさせていただいております。司法修習生は、かつては給費制といって、修習期間中、給料が貰えていましたが、今は、給料の代わりに給料相当額を貸与されるだけになっています。今では、多くが弁護士になるまでに、数百万円の借金をしなければならなくなりました。私もそうですが、弁護士は単に利益を追求するだけでなく、経済的に困窮した方の支援等を行うこともあり、公益的な側面があることは否定できません。こうした公益活動も担う弁護士をはじめとする法曹の育成について個々人の借金等に任せてしまう状況が続くと、利益の追求を重視する者が増え、公益活動の担い手が減少する可能性は否めません。こうした問題に対し、司法修習生を取り巻く経済状況を改善し、よりよい法曹を一人でも輩出できるよう様々な活動に取り組ませていただいております。

私は、岡山弁護士会の人権委員会に所属していることもあり、基本的人権の尊重についても関心をもって日々の職務に取り組みたいと考えています。

また、基本的人権の尊重にあたっては、当事者自身からの聴き取りが最も重要であることから、依頼者の方の話についても出来る限り傾聴していきたいと考えております。

まだまだ若輩者ではございますが、皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

自己紹介

中村 元祐

2016年1月から勤務を開始しております、法テラス養成弁護士の中村元祐と申します。

私は、昨年の法テラス養成弁護士である、河智了顕弁護士の後任として赴任しました。弁護士1年目ですから前任地というのはありませんが、司法修習の実務修習地は福岡でした。8月末現在、次の赴任地は未定で、異動の辞令を今か今かと待っております。

弁護士の仕事は、勤務開始前に想像していたよりもはるかに忙しく、岡山パブリック法律事務所では、~~毎日深夜まで~~ ~~こき使われて~~、日々他の事務所では得がたい貴重な経験をさせていただいております。

勤務開始当初は、右も左もわからずただ右往左往するばかりでしたが、最近、先輩弁護士や事務員さんたちの助けを得ながら、ようやく、手探りながらも仕事を前に進めることができるようになったと思っています。

休日には、地理を覚えるという実益を兼ねて、趣味のロードバイクで走りたいと思っていたのですが、そのような機会はほとんどないまま、岡山での養成期間の終わりが見えてきました。

今年12月までという短い期間ですが、最後まで全力で走りきるつもりですので、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。また、後任の法テラス養成弁護士のことも、変わらず温かい目で見守っていただけますようお願いいたします。

